

令和7年度  
第1回森林審議会  
議 事 録

日時：令和7年7月17日（木） 14:00～16:00

場所：和歌山県民文化会館

令和7年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和7年7月17日（木）14:00～16:00

場所：和歌山県民文化会館 6階 特別会議室B

出席委員：10名

議 事：

報告事項：（1）林地開発行為の許可に関すること（事後報告1）

（2）林地開発行為の許可に関すること（事後報告2）

（3）林地開発行為の許可に関すること（森林保全部会審議結果報告）

そ の 他：令和7年度森林林業局の施策概要について

林業振興課  
副課長  
(以下司会)

ただいまから、令和7年度第1回和歌山県森林審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます林業振興課の■■■■でございませう。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして■■■■農林水産部技監からご挨拶申し上げます。

技監

皆さんこんにちは。いつもお世話になっております。

和歌山県農林水産部技監の■■■■と申します。

本日、森林審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多用中にも関わらず、また足元も悪い中、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また平素から県行政、とりわけ森林行政の推進につきまして、格段のご指導ご高配を賜っておりますことを、この場をお借りし、重ねて御礼を申し上げます。

さて、県行政の推進におきましては、今年4月に岸本前知事が急逝され、私達もその現実をなかなか受け止めることができずに戸惑うこともありましたが、岸本県政を引き継ぐ形で宮崎新知事が誕生し、今改めて気持ちを引き締め、これまで岸本前知事と進めてきた取り組み

技監

をさらに前進するように尽力する所存でございます。

また、林業を取り巻く情勢としましては、依然として厳しい状況が続いておりますが、素材生産体制の強化や、紀州材の需要拡大等によりまして、令和6年次の素材生産量は30万m<sup>3</sup>と年々増加している状況で、平成6年以来30年ぶりに30万m<sup>3</sup>を超えることができました。

さらに、令和6年度には2040年までに開設する予定の林道や、事業計画期間を記した林道整備計画を策定しましたので、市町村と連携した計画的な林道整備も進めてまいり所存です。

他にも様々な取り組みを進めてまいりますが、詳細は後ほどの森林林業局の施策概要のところで説明させていただきたいと思っております。

本日の森林審議会では、審議事項はございませんが、報告事項としまして、林地開発行為の許可に関する事後報告が2件、林地開発行為の許可に関する森林保全部会報告が1件、それから令和7年度の森林林業局の施策概要をご説明させていただく予定でございます。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いいたします。

司会

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、委員、委員、委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。委員は少し遅れております。

続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。

農林水産部技監の です。

林業振興課長の です。

森林整備課長の です。

司会

森林整備課治山班長の[ ]です。  
林業振興課計画推進班長の[ ]です。

司会

次に、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料につきましては、委員の皆様には事前に郵送させていただいているところですが、資料の確認をさせていただきます。

- ・次第、出席者名簿、配席参考図
- ・和歌山県森林審議会委員名簿
- ・和歌山県森林審議会関係法令等
- ・資料1「林地開発行為の許可に関すること（事後報告1）」
- ・資料2「林地開発行為の許可に関すること（事後報告2）」
- ・資料3「林地開発行為の許可に関すること（森林保全部会審議結果報告）」
- ・資料4「令和7年度森林林業局施策概要について」

また、令和7年度の森林・林業及び山村の概況も併せて配布させていただいております。

資料は以上でございます。

不足等はありませんでしょうか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について簡単にご説明をいたします。

お手元の資料、和歌山県森林審議会関係法令等をご覧ください。

1ページにあります、森林法第68条第1項において、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項および第3項の規定による事項となっております。

具体的に申し上げますと、森林法に基づく事項として地域森林計画の策定、変更に関すること、地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること、保安林の指定、指定の解除に関すること、それから森林病虫害等防除法に基づく事項として、高度公益機能森林の指定変更等に関することなどでございます。

その他、森林法の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申することとなっております。

司会

続きまして本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

本日の議事は、報告事項としまして、資料1 林地開発行為の許可に関する事後報告1、それから同様に資料2の事後報告、資料3としまして林地開発行為の許可に関する事後報告として森林保全部会審議結果報告となっております。

その他事項としまして、資料4の令和7年度森林林業局の施策概要についてでございます。

それではこれより議事に移らせていただきます。

会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、■■■■会長にお願いしたいと思います。

■■■■会長よろしくお願いたします。

■■■■委員  
(以下会長)

改めまして■■■■でございます。これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名委員につきまして私から指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員にお願いいたします。

それでは、報告事項「林地開発行為の許可に関する事後報告」の事後報告に移ります。

資料1の事項につきまして、森林整備課から報告をお願いします。

森林整備  
課長

森林整備課長の■■■■でございます。林地開発にかかる事後報告につきましてご説明させていただきます。

説明に入る前に、林地開発許可の現状についてご説明させていただきます。

この林地開発許可制度につきましては、昭和49年に森林法が改正されまして運用が始まってございます。

それから半世紀以上が経過しまして、本県ではこれまで、154件およそ2,556ヘクタールの森林について、その都度、森林審議会のご意見を伺いながら許可等を行い、適正な運用に努めてきたところでございます。

これまでの林地開発の状況ですが、許可申請は景気や社会情勢を反映いたしますので、バブル期にはゴルフ場や宅地造成等の大規模な開発が多くございましたが、バブル崩壊後は新規案件が少なくなってきた

森林整備  
課長

ております。

その後、平成 24 年から FIT 制度がスタートいたしまして、再生可能エネルギーであります太陽光発電や風力発電に係る案件、これが目立ってきたところでございます。

ただ、最近では公共工事等で発生する建設残土にかかる処分場の案件、こちらが多くなってきているような状況となっております。

一方、林地開発に限ったことではないのですが、最近盛土に関しまして規制が強化されましたので、情報提供させていただきます。

令和 3 年 7 月、静岡県熱海市で盛土による大規模な土石流災害が発生してございます。

このようなことから、令和 5 年 5 月 26 日に「宅地造成および特定盛土等規制法」、通称盛土規制法が施行されております。

この規制法では、宅地造成等工事規制区域と、特定盛土等規制区域を指定して盛土を規制することとなっております。当県では、和歌山市を除く全域を対象に、令和 7 年 5 月 26 日から区域を設定して運用が始まってございます。

和歌山市では、令和 7 年 4 月 1 日から運用が始まっているところで

す。  
これにより、一定規模の盛土等に関しては、場所の特性に限らず、和歌山県内で施工するには許可が必要となっております。

なお、森林施業のために適切に整備する作業道等につきましては、許可不要工事となっております。林地開発におきましても、これらの規制の担当部局と連携しながら、開発により人家等への被害が発生することのないよう、より一層の適正な制度運用を心がけていきたいと考えております。

それでは、今回の報告事項であります変更許可の事後報告案件の具体的な内容につきまして、治山班長の■■■■からご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

治山班長

治山班長の■■■■です。よろしく申し上げます。

資料 1 について説明させていただきます。まず 1 ページをお開きください。林地開発許可制度の概要についてご説明させていただきます。

林地開発許可制度につきましては、森林法第 10 条の 2 第 1 項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1 ヘクタールを超え

治山班長

る開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとなっております。

また、森林法施行令が一部改正されまして、令和5年4月1日より、太陽光発電施設設備を設置する場合につきましては、0.5ヘクタールを超えるものについて許可の対象となっております。

この森林法第10条の2第2項におきまして、林地開発許可の申請があった場合、四つの要件が許可基準として定められております。

1ページに書かせていただいておりますが、一つ目「災害の防止対策」としまして、開発行為により周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること、二つ目「水害の防止対策」につきましては、開発行為により下流地域において水害を発生されるおそれがあること、三つ目「水の確保対策」としまして、開発行為により周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること、四つ目「環境保全対策」としまして、開発行為により周辺地域において森林環境を著しく悪化させるおそれがあること、以上の四つの要件のいずれにも該当しないと認められる場合、これを許可しなければならないと森林法上で規定されております。

次のページにつきましては、本日の森林審議会にご報告させていただきます。

まず、内規に定めた一括事後報告によることができる事項についてご説明させていただきます。

森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1項におきまして、林地開発に伴うものが審議事項の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきましては、一括事後報告ができるとされております。

一つ目としましては、開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のもの、または開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても変更にかかる増加の面積が、開発行為に係る変更前の面積の2割を超えないもの、二つ目としましては、森林法第10条の2第2項に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養および森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないものとされておきまして、今回報告させていただきます事項については以上の要件を満たしておりますので、事後報告とさせていただきます。

それでは3ページ目、具体的にご説明させていただきます。

治山班長

和歌山県林地開発許可制度事務取扱要領の規定におきまして、次に掲げる重要な変更をしようとする場合は許可を受けなければならないと定められております。一つ目は、開発行為に係る面積が1ヘクタールを超える増減、ただし開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以下であるときは20%を超える増減、二つ目に残置森林あるいは造成森林の面積が2割を超える減少または配置の著しい変更、三つ目に堰堤や調整池、沈砂池、擁壁、排水施設の構造の著しい変更、四つ目に先ほど申し上げました施設の安全性能の変更、五つ目に切土または盛土及び捨土数量の20%以上の増減、その他となっております。今回の案件につきましては、具体的な数字は後ほどご説明いたしますが、当初計画の盛土量から20%を超える増になってございますので、変更許可に該当することから申請があり、審査を行っております。

今回の案件につきましては、XXXXXXXXXXによる申請で、岩出市押川字中畑地内の変更許可となっております。

開発目的につきましては、土石の採掘、事業場の設置となっております。今回の変更に係る案件につきましては、開発エリアの中での残土処分場の拡大により、盛土量が20%を超える増加となっております。

当初の許可につきましては、昭和52年12月28日となっております。

続きまして4ページに位置図をつけておりますが、事業地につきましては京奈和自動車道の岩出根来インターチェンジから北側へ約2キロ行った辺りで、事業地に隣接して南北に県道63号泉佐野岩出線が通っているのと、南北に金熊寺川が流れてございます。

次のページをお願いします。事業地の概要についてご説明いたします。

事業区域面積につきましては77.9564ヘクタールで、そのうち、開発森林面積につきましては35.3442ヘクタールでございます。

次のページをお願いします。変更後の開発計画平面図になってございます。

変更によって全体の区域は変わらないのですが、元々あった残土処分場の区域が2.4ヘクタール増加しまして、盛土数量としては220万 $m^3$ 増加しております。全体事業用地につきましては先ほど申し上げましたとおり、変更はなく約78ヘクタール、事業区域の森林率が44%

治山班長

となっております。資料に掲載しています面積の増減区分表で変更申請の対象でない区分の面積増減につきましては、地籍調査の結果により、若干の減少となっております。

それから、今回の変更申請におきましては、当初から計画があります沈砂機能を持った防災調整池2基、沈砂池2基は変更なく、適切な時期に沈砂池内に堆積した土砂を撤去する計画となっております。資料の図面にありますように、変更後の赤で囲っているエリアにつきまして、盛土の面積あるいは量が増えるエリアとなっております。

次のページをお願いします。残土処分場の断面、横から見た断面図となっております。

盛土につきましては、2割5分の勾配で適切な間隔での小段を設けて土を盛っていく計画となっております。安定計算による安全率も加味されておりまして、許容安全率は常時で1.5、地震時で1.0以上となっております。盛土円弧すべり安定計算結果につきましては、基準としまして先ほど申し上げました常時が1.5、地震時が1.0に対しまして、今回計画されているのが常時が1.78、地震時が1.03ということで基準をクリアしてございます。表面の排水施設につきましても1.2倍以上ということで、安全率が確保されてございます。

以上のことから、変更申請に係る災害の防止要件については確保されているということになってございます。

最後のページになりますが、許可要件の審査結果としまして記載しております。

冒頭申し上げましたように、許可するにあたっては四つの要件を満たしていることが条件になります。この四つの要件につきましてはいずれも基準に即した適切な対応がなされていることから、令和7年3月19日に変更許可を行ってございます。

説明は以上でございます。

会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましては、報告ということでございます。委員の皆様からご意見、ご質問ございましたらご発言いただけますでしょうか。

委員

環境の保全で、森林率の基準を満たしているということで安全が確認されているという判断だと伺ったのですが、冒頭に環境の保全に関

委員

しては、森林環境を著しく悪化させるおそれがあることということが判断の基準としてあります。

具体的な基準というのは、その森林率の基準を満たしているかどうかのみで判断されるものでしょうか。

治山班長

そうです。基準となる森林率は25%以上で、今回の計画につきましては44.4%が確保されていることから、環境の保全についてはクリアしてございます。

委員

森林環境の保全とは、森林率のみで判断するのですか。

治山班長

森林率が25%というのもありますが、開発するエリアの周囲につきまして、30メートル以上の森林帯を設ける基準もございます。

森林率が重要ではありますが、開発エリアの外側の森林に影響を与えないため、森林帯を設けることになってございます。

会長

実際にどういう森林なのかということもあると思いますが、基本的には基準を満たしていれば許可しないといけないということでございます。ただ、お気づきの点があればぜひご指摘いただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

その他にございませんか。

委員

ただいまご説明いただいた開発の許可について、森林保全部会の委員の皆さんに意見を聞いていただいたかと思えます。

その中で、委員の皆様からどのような意見が出たかというのをご紹介いただけないでしょうか。

森林整備  
課長

今回の案件のうち、最初の2件の事後報告につきましては、この森林審議会の保全部会で審議する案件ではなく、変更後に事後報告させていただく案件になります。

委員に審査していただいた森林保全部会の案件は、3番目の資料3の案件になってございます。

それと一点、先ほどの説明の中で補足説明させてください。盛土規制法の関係で、和歌山市は中核市になりますので、和歌山市だけは市が審査するという形になります。

会長

一括事後報告の規定ができて、保全部会の皆様のご負担は軽くなったと思うのですが、しっかりこういう場でご意見を言っていただくことが非常に重要だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。

一括事後報告の規定について改めて確認させていただきたいのですが、資料1の2ページ目の2番目の森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれのないものというのは、どういう規定になっているか紹介していただけますでしょうか。

治山班長

森林法第10条の2の第2項が1ページ目の四つの要件、森林法としましてはその四つの要件がクリアされていれば許可しなければならないということが書かれています。

会長

わかりました。

おそれがないという判断がなかなか難しいと思うのですが、こういった報告の時にしっかり聞いていただくということが今後のことも含めて重要かと思しますので、どうかよろしく願いします。

その他いかがでしょうか。

そうしましたら他にないということで、本件につきましては以上で終了させていただきます。

続きまして同じ事後報告の事案でございます。

資料2の事後報告の事案につきまして、こちらも森林整備課から説明をお願いします。

治山班長

お手元の資料の1ページをお開きください。

先ほどの案件で、和歌山県林地開発許可制度事務取扱要領の規定によります変更許可対象の要件をご説明申し上げましたが、この案件につきましては、堰堤・調整池、沈砂池といった施設の新設、あるいは廃止または著しい変更の要件で、重要構造物である擁壁の構造の著しい変更に該当いたしますので、変更許可案件として処理させていただいております。

具体的には、XXXXXXXXXXの事案ございまして、開発の場所につきましては、西牟婁郡上富田町生馬字救馬谷地内での変更許可に係る開発案件となっております。

こちらにつきましては、開発目的は工場、事業場の設置となっております。

治山班長

りまして、具体的な内容としましては、事業用地の造成でございます。

当初許可日につきましては、令和4年8月18日でございます。

次のページをお願いします。事業地につきましては、紀勢自動車道の上富田インターチェンジの東側約1キロ、上富田企業団地南側にあります上富田町生馬字救馬谷地内の森林区域となっております。事業地に隣接しまして東西に町道が通り、北にも町道が通っております。併せまして南北に富田川の支流であります馬川が流れているエリアであります。

次のページをお願いします。事業地の概要をご説明いたします。事業区域面積につきましては8.8721ヘクタール、そのうち開発森林面積は5.5977ヘクタールでございます。

次のページをお願いします。開発計画変更の概要につきましては、先ほど申し上げました構造物の著しい変更ということになってございまして、図面で細長い赤い丸で囲ませていただいている部分になります。こちらは、当初大型ブロック積みでの施工となっていたのですが、掘削している中で十分にしっかりした岩盤が出てきたということで、通常のブロック積みに工種を変更してございます。

我々も基準として決めている中で、今回の変更につきましては重要な変更にあたるという判断で、変更許可申請として対応してございます。

変更の内容としましては、擁壁の延長が55メートル、高さにつきましては97センチから3メートル50センチの擁壁でございます。延長及び施工の高さは、当初通りの計画になってございます。

具体的に次のページで擁壁の構造図を載せておりますが、当初が左側の図面の大型ブロックで計画されておりました、これをブロック積みに変更してございます。これについても、当初は擁壁の後ろ側の土質の状況が土あるいは岩砕として計画されていましたが、掘削してみるとしっかりした岩盤であったことから、ブロック積みで対応できるということで変更になってございます。今回の変更は、擁壁の工種の変更でございます。

最後のページになりますが、先ほど申し上げましたように許可要件の審査結果でございまして、四つの要件がありますが、災害の防止、土砂の流出あるいは排水施設等が適切に計画されているということ、擁壁の工法の変更につきましても、安全が確保されているということ

治山班長

で、許可として対応してございます。

変更許可日は、令和7年4月15日でございます。

以上でございます。

会長

ご説明ありがとうございました。

それでは委員の皆様からのご意見、ご質問などがございましたら、ご発言をお願いします。

私から質問させていただきたいのですが、擁壁についての規定や標準など、こういった土質の時にどうするといった標準はあるのでしょうか。

治山班長

こういった土質の時にこういった基準というよりは、こういった土質の時にこういった擁壁を計画して、それが安全であることが確認できるということになれば、許可ということになります。

今回は、大型ブロックからブロック積みへ工種変更になったということで、これにつきましては、安全は確認したうえで、林地開発許可の変更案件であるということで対応をしてございます。

会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

■委員

強固な岩盤と書いてありますが、どのように強固な岩盤、砂岩の塊であるとか、堆積岩が順番に積み上がったようなものであるとか、どんな岩盤だったのか知りたいので、わかる範囲で教えていただければと思います。

治山班長

実際に現場において掘削している中で、亀裂も湧水もなく、かなり強固な岩盤という報告を受けて判断しています。

技監

資料4ページに写真を付けておりますが、ハンマーでたたいても割れないくらいの岩盤となっております。

■委員

この辺は田辺層群だったりして気になりました。

もし災害が起きるようなときには、ハンマーぐらいでは済まないと思うので気になり、教えていただきたいと思いました。

技監 大きな重機、ブレイカーという機械で削岩してもなかなか割れない  
くらいの岩盤です。

委員 安心しました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。  
本当に岩といってもいろいろですので、その辺りは非常に重要な情  
報で、しっかりチェックしていただいているということです。  
その他いかがでしょうか。

委員 大型ブロックというしっかりとした構造物で計画をしていたが、当  
初想定していたよりも岩盤が固いものだったので、もう少し簡単な工  
法、ブロック積みに変えたという理解でいいでしょうか。

治山班長 はい。そういうことでございます。

会長 ありがとうございます。逆にこういう工種の変更がきちんと上がっ  
てくるのは安心できることであると思っています。  
その他いかがでしょうか。

委員 委員もおっしゃられましたが、強固な岩盤というような抽象的  
な表現ではなく、例えば何々層群のどういう地質であるというものを  
明記したほうが良いのではないのでしょうか。砂岩なのか、泥岩なの  
か、れき岩なのか、そうすれば地学的な部分からどの程度の強固さ  
というのが具体的、あるいは科学的に判断できると思います。

治山班長 わかりました。

会長 ありがとうございます。  
事後報告ということになりますので、その辺りはしっかりしていた  
だく必要も出てくると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。他になければ、本件につきましては以上  
で終了させていただきたいと思います。

続きまして報告事項の3件目につきまして、資料3の林地開発行為



資料の4をご覧くださいと思います。

1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

毎年、森林林業局の施策方針を出してございまして、この森林林業局の施策方針といいますのは、県の長期総合計画の後期、令和4年から令和8年の5ヶ年のアクションプランとしまして、和歌山県森林・林業“新”総合戦略というのを立てており、これに基づいて年度ごとに立てているのですが、総合戦略では素材生産量と林業収益を増大しようというのがあり、持続的な森林・林業・木材産業を目指して取り組んでいます。

今年度の基本方針として大きなポイントを六つ挙げております。

一つ目は、森林ゾーニングを実施し儲かる林業、経済林の中では儲かる林業を進めていくということと、環境林においては多様で健全な森づくりを進めるということをやっていきます。

二つ目としましては、先ほどご挨拶で申し上げましたように、和歌山県林道整備計画を今年3月に策定しています。

これに基づいて林道整備を計画的に推進するとともに、高性能林業機械や木材の加工施設の導入を図り、林業・木材産業の生産基盤の強化を図るところをポイントとしています。

三つ目としましては、近年、住宅着工戸数が人口の減少に伴い落ち込んできております。

これらを踏まえまして、公共建築物をはじめ、県内外の民間非住宅建築物の木造木質化を支援、また海外における原木や製材品のニーズ調査を今年度実施し、紀州材の利用拡大を図っていきます。

四つ目は、令和元年度から譲与されています森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備を一層促進させるため積極的に支援するとともに、林業の担い手が森林・林業を守るうえでは非常に重要ですので、担い手の確保育成に向けた取り組みを推進していきます。

五つ目としましては、山村地域の活性化に資する特用林産物の振興を図り、活力ある山村づくりを推進する、六つ目としましては、森林整備の促進を図るとともに、最近注目されております森林クレジット制度の活用、また紀州材での木造木質化による利用促進を図ることにより、カーボンニュートラルの実現に貢献するというところで、六つのポイントを挙げております。

また、重点施策として六つの柱を今年度の施策方針に記載してあります。まず1ページの下のほうにあります林業・木材産業の成長産業

化のところでは、これは伐って使って植えて育てるという森林資源を循環させて、紀州材の需要拡大、競争力強化を図っていく、ここには書いておりませんが、先ほど令和6年次の素材生産量は30万m<sup>3</sup>を達成したと申しあげました。令和7年次におきましては、さらに増加させて、目標としまして33万m<sup>3</sup>を目指して取り組む予定です。

その中でも重要である一つ目として、①林道等の基盤整備を中心とした低コスト林業および循環型林業の推進ということで、先ほどから申し上げています林道整備計画に紐づくもので、今年度は林道の予算が令和6年度と比べて約1億6千万円増、全体で約11億6千万円を計上して取り組むこととしています。

また、県代行林道を休止しておりましたが復活し、日高中央線といまして日高川町の旧川辺地区から田辺市龍神村小家まで、延長約20キロメートルの林道開設工事に今年度から着手することとしております。

それから①の三つ目のところで、ICTなどの新技術を活用したスマート林業の推進ということで、こちらにつきましては現在、国の補助もありますし、国の補助対象にならない部分については県単独事業を確保しておりますので、これを活用してしっかり進めてまいりたいと考えております。ちなみに先ほど申しあげましたが、林道整備計画は2040年までに28路線、135キロメートルを整備することで考えております。

それからページをめくっていただきまして、②のところは紀州材の加工体制の強化と需要拡大になります。

二つ目の項目になりますが、県内でも個人住宅の着工戸数が減ってきているのですが、県内の住宅の木造率は約81%、80%を超えています。しかしながら、全国の住宅の木造率は57%で24ポイントの差がある状況です。住宅着工戸数が減ってきておりますので、今まで住宅が林業を支えていたのですが、住宅だけでは駄目ということで、県内外の民間非住宅の木造木質化を支援するため、予算を拡大し進めているところです。

それから三つ目、首都圏をはじめとする大消費地での販路拡大としまして、紀州材を取り扱う県外工務店の取り組み支援を通じて紀州材の需要拡大を図っていく、全国の住宅の木造率は57%なので、ここを高める余地があるということから積極的にそのシェアを取りにいきます。

それから、その下の紀州材の輸出可能性調査としまして、今年度は海外の事業者を対象に紀州材のニーズ調査を実施します。

続きまして大きな柱の二つ目、多様で健全な森林づくりというところの①多面的な機能の維持増進というところで特に申し上げたいのは、三つ目の造林未済地の問題を解消するためコンテナ苗などを活用した一貫作業や下刈りの省力化などを普及し、再造林を今までも推進してきておりますが、さらに推進させていきたいと考えています。全国的には再造林率約4割と言われておりまして、和歌山県の再造林率は約7割と全国に比べて高いのですが、7割といわず8割9割というところまで引き上げていきたいと考えてございます。

それから一つ下にあります花粉発生源対策としまして、花粉の少ない苗木の生産拡大に現在取り組んでおります。スギの花粉が少ない苗畑については整備が終わっているのですが、ヒノキのミニチュア採種園を田辺市新庄町にて来年度までの3ヶ年かけて整備する予定でございます。そして令和17年、あと10年後には、再造林する苗木の全量を花粉症対策苗で賄えるようにしていきたいと考えてございます。

次に②のところ、多様な主体による森林づくりとしまして、和歌山県が全国に先駆けて取り組んでおります企業の森については本日現在で参画企業が104社となっております。やっと100社以上になったところですが、まだまだ目標は高いところにありますので、さらに取り組みを進めてまいります。

それから紀の国森づくり基金を活用した事業を展開中ですが、令和6年度で公募事業を終了させていただきました。この公募事業は今までにない新しい取り組みを実施していこうということで募集をしていたのですが、なかなか新しいネタもなくなってきたので、これまでの補助事業を拡充した形に見直し、事業再編を行っております。紀の国森づくり基金につきましては、現在第4期であり、第5期に向けましてどういった事業を行っていったらいいのか、また今までやってきた事業の振り返りも含めて、県民意識調査を今年度実施する予定です。

それから、平成23年に和歌山県で全国植樹祭を開催したときに作った条例が四つ目の「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」になります。その基本理念に基づきまして毎年、森林と樹木の日として5月の第4日曜日に式典を行っています。今年度は5月24日に熊野川ドームで式典を実施させていただきました。

それから③の山地災害の防止についてです。近年は気候変動に伴っ

た線状降水帯が発生したり、記録的短時間豪雨が発生するなど大変な雨が降っていますが、これに伴って山地が崩れたりしています。平成30年にも台風災害等が起きたのですが、その災害復旧が県内5ヶ所にあり引き続き復旧を進めていくことや、平成23年に起きた紀伊半島大水害では大きな崩壊地、特に田辺市の本宮などが非常に大きかったのですが、国のほうで直轄治山として、和歌山森林管理署さんに事業を実施いただいているところです。3ヶ所は完成したのですが、4ヶ所残ってしまっていて、今実施いただいております。

それから3ページに入りまして、三つ目の柱で林業の担い手の確保・育成と活力ある山村づくり、①林業の担い手の確保と育成ということで、担い手を増やしていくためには新規就業者の確保が一番重要であるということで、紀州林業のPR動画配信や若手の林業従事者を活用したSNSによる情報発信を強化しております。和歌山林業移住とインターネットで検索してもらうと出てくるのですが、去年は吉本興業さんと連携してPRをさせてもらっているところです。多くのアクセス数があり注目度も上がってきていると思います。県内外の林業就業希望者の方々をしっかりと支援し、和歌山で働いてもらえるようにしていきたいと思っています。ちなみに最近5ヶ年では新規就業者として毎年約50名の方が入ってきております。そのうち約半分が県外から来ていただいております。

それから、三つ目の農林大学校林業研修部、林業経営コースとしまして、新規就業者の方が林業事業体に入る前に資格や様々な研修をして、1年間かけて技術を身につけてもらうのですが、その方々に対する県独自の給付制度、あるいは国の給付金制度を活用して支援しております。今年度の入講者は8名となっています。定員10名なので、何とか10名を確保できるように今現在取り組んでおりまして、1次募集では3名確保しているところです。毎年4次募集ぐらいまでやって何とか定員を確保しているような状況です。

それから二つ下の林業事業体の経営マネジメント能力や労働安全衛生能力と向上としまして、和歌山県は地形が急峻ということもあり、残念ながら毎年のように死亡事故が発生しており、令和6年は2件の死亡事故が発生しています。このため、今年度は死亡事故ゼロを目指して頑張っていきます。

それから、県内就業者確保のため、高校生に林業を知ってもらう林業講座を開催しております。令和6年度は7校約300名に参加いただ

いています。

参加いただいた学校は、箕島高校、日高高校中津分校、南部高校龍神分校、和歌山工業高校、熊野高校、新宮高校、串本古座高校で、今年度はこの高校以外にも広めていけるように頑張っているところで

す。  
それから特用林産物の生産と林業就業者や林業事業体における多角的経営の促進としまして、林業就業者の収入増を図るような取り組みもしっかり進めていきたいと思っています。

②のところにも活力ある山村づくりにも特用林産物の記載がありますが、やはり和歌山県では紀州備長炭、サカキが全国的にも大きなブランドとなっています。近年生産量は横ばい、もしくは下降していますが、しっかり伸ばしていくために団体等と協議しながら「和歌山県特用林産物生産振興計画」というのを立てまして、更なる特用林産物の振興を図っていきたいと考えております。

次に四つ目の大きな柱です。

森林経営管理制度の円滑な運用と森林環境譲与税を活用した森林整備の促進としまして、県内市町村に今年度は約15億7千万円の譲与税が交付される予定です。ただ、市町村職員の方も様々な業務があり、なかなか人数を確保できないというところもあります。このため、昨年度から市町村業務をサポートできる事業者の方に対して研修をしております。令和6年度は主に測量業者やコンサル業者から申し込みがあり23名が研修を修了していますので、今年度は市町村業務を支援してもらえる仕組みを作っているところがございますので、森林環境譲与税を活用した市町村業務のさらなる促進を図っていきたいと思っています。

また、その下のところにも書いてあります $m^2$ あたり4点の航空レーザ測量データの解析としまして、和歌山県では早々に航空レーザ測量データを活用して解析した森林資源情報を整備していますが、そのときは $m^2$ あたり4点のデータがなかったため、 $m^2$ あたり4点以下の資源情報になっています。最近は $m^2$ あたり4点のデータが揃ってきており、いきなり全県下を一斉に整備することはできませんが、継続的に $m^2$ あたり4点のデータ整備を進めていき、和歌山県で整備した森林クラウドシステムに搭載したいと思っています。搭載したデータは、多くの方が活用できるようにしたいと思っています。

それから五つ目です。

技監

森林におけるカーボンニュートラルへの貢献としまして、地球温暖化、今年も梅雨明けも早く、夏前から非常に暑かったわけですが、地球温暖化防止や脱炭素化に向けたカーボンニュートラル社会が求められています。その中の一つとして森林クレジットが注目されています。この森林クレジットは民間の方も非常に注目されていますが、制度が非常に複雑で難しいということもあり、まず県で取り組んでもらい、そのノウハウを教えてほしいという言葉をいただいたこともあります。

去年から、県有林 105 ヘクタールで森林クレジットの登録を進めているところで、今年度に発行販売まで行きたいと思っております。県有林 105 ヘクタールでの発行量は、16 年間で約 7,000t-co2 ほどありますが、令和 5 年、6 年の 2 年分にあたる約 900t-co2 を発行販売に向けて今取り組んでいるところでございます。

県有林の話をしていただきましたが、そこで得られたノウハウを手引き書にまとめまして、いろいろな方々に対しての研修会を開催して普及を図っていきたいと考えてございます。

六つ目の大きな柱としまして、第 49 回全国育樹祭開催に向けた取り組みの推進につきまして、令和 8 年秋に和歌山県で全国育樹祭を開催することとなっています。今年 3 月には、基本計画を策定しました。それから大会テーマ、シンボルキャラクター等も決まりました。今年は実施計画等の策定に取り組んでいるところです。また先日実施計画や式典運営の委託事業者、また輸送宿泊の事業者を決定したところです。

それから 1 年前のプレイベントとしまして、「国民参加の森林づくりシンポジウム」を今年 11 月下旬頃に開催する予定で、内容等が決まりましたら県のホームページ、また資料提供等でご案内させていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

いろいろな事業を今年度も取り組んでいく予定で、それを表したのが、5 ページから 7 ページになっています。

再掲を除いた事業本数で言いますと 39 事業、約 67 億円の県予算で森林・林業・木材産業を盛り上げていきたいと思っておりますので今後ともご指導、ご支援をよろしく願いいたします。

以上です。

会長

ご説明ありがとうございました。

会長

非常に多岐にわたる説明で、ご意見ご質問を皆様からいただこうと思っているところですが、予定時間があと10分ぐらいとなってしまいました。今ご説明いただいたところのご意見ご質問あるいは県行政全般、森林林業行政全般に関するご意見でも結構ですので、この機会にぜひご発言いただけますでしょうか。

委員

多岐にわたるご説明ありがとうございます。これは常にいろいろな方に申し上げていますが、1ページ目の基本方針の4番の森林環境譲与税についてです。

都市部でも人口割で相当額の譲与税が交付されますが、山があまりないというのもあり、有効な使い道を見い出せていない自治体もあるようです。そういう状況は森林環境税が導入されてからずっと続いているところもありますので、山間部の市町村も大事ではありますが、都市部の森林環境譲与税の有効な使い方を県からしっかりと指導していただきたいと思っています。

それからもう一点ですが、2ページ目の②の紀州材の利用拡大のところ、首都圏をはじめとする大消費地での販路拡大ということですが、なぜ首都圏なのか、まずは大阪や近畿圏での拡大を図っていくべきではないかと思います。去年は住宅着工戸数が1割ほど減り、80万戸いかなかったと思いますが、一番大きな理由は人口が減っているのもありますが、いろんな物価も上がっています。

当然住宅価格も上がっている中で、住宅を建てたいと思っている人が建てられない、もしくは建てるに当たっても一回り小さくする、少しでもコストの安い家にするなど、物価高になってからそういうものがすごく出ているのを肌身で感じています。

そのような中、運送コストは相当な部分を占めているので、首都圏に紀州材を和歌山から持って行くだけでも相当コストかかります。まずは競争力があるところとして関西エリアの都市部で販路拡大を図っていくことがあるべき姿ではないかと思うので、大阪とか関西での販路拡大をしないとは書いていませんが、首都圏をはじめとする書いてありますので、まずは関西エリアからとしていただけないかということで、要望として申し上げます。

会長

ありがとうございました。

では事務局からコメントをお願いします。

林業振興  
課長

貴重なご意見ありがとうございます。

■委員のご意見は、常日頃から私達も要望いただいております。1点目の森林環境譲与税の都市部の取り組みにつきましては、常日頃から非常に粘り強くやっているところではございます。■委員とも常に意見交換はさせていただいているところですが、公共建築物につきましては、何とか活用できないか教育関係機関にも働きかけていきたいと考えてございます。

その際には、我々からもそうですが、業界からも意見や要望として上げていただきたいと思いますと思っております。

2点目につきましては、首都圏をはじめとすると書いてはありますが、東京だけではなく、大阪や名古屋、九州も含まれます。消費の大きいところにつきましては、販路拡大を図っていくところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

会長

ありがとうございます。

両方に絡む話として他県の都市部の譲与税の使い方など参考になることもあると思いますので、そういうところも含めてぜひ幅広く検討していただければと思います。

その他にございませんか。

■委員

日頃からいつも言っているようなことになりましたが、まず一点目、1ページ目の基本方針の(1)で、儲かる林業という言葉がありました。これは誰が儲かるのかが曖昧で、林業に関わるどの場面でも儲かってもらわないと困るのですが、和歌山に限ったことではなく昨今の情勢の中では、森林所有者がかなり置き去りにされている部分があります。森林組合や林産業者が儲かるのか、加工するところが儲かるのか、どっちも儲かってもらわないと困るのですが、森林所有者という観点もしっかりとこの中に入れて、林道を作ることもこれに繋がってはくるのですが儲かる林業という言葉の中で、だれが儲かるということ、森林所有者という観点もしっかりと入れといていただきたいということが一点です。

それから、2番の多様で健全な森林づくりということで、私達が山づくりをしてきたということはあまり載っていませんが、林業生産を目的として山作りをしています。以前、この審議会の場でも森林の機能のところで■委員がおっしゃってくれたと思うのですが、林

委員

業・木材生産は5番目ではなく1番目に載せたらいいのではないかという意見があり、1番目に林業・木材生産という言葉が載ったということがあったと思います。

これから検討していただく話として、再来年から林野庁の方針で植栽本数が1ヘクタール当たり2,500本に補助対象が下がるということが発表され、ほぼ決定されたような状態です。和歌山県のこれまで作ってきた森林は、2,500本の植栽で作ってきたようなものではなく、5,000本や6,000本の密植、中には3,000本ということもあるかもしれませんが、密植をして作ったものが紀州材です。資料の中でも紀州材という言葉が出ていますが、何をもって紀州材と言ったらいいのか、単にそこに生えていたから紀州材と言うのかというところで、今の自分たちは植えるだけですから、60年、80年先の世代の問題になると思います。そこに対して、自分たちは過去の人が残してくれた良質な木を伐って、次の代には国の方針がこうなったからできるだけのことにするのか、しっかりと品質が保てるものを次の世代に残せるのかということ、県や市町村、自分ら山主も含めて、木材生産に関してもしっかりと対応をお願いしたいと思います。

会長

貴重なご意見ありがとうございます。事務局からコメントはございますか。

林業振興  
課長

2点のお話だったと思います。

1点目の儲かる林業につきましては、委員おっしゃっていただいたとおり、我々も儲かる林業というのを一つ目標にして施策を進めております。

それで先ほどあったように林業に関係するみんなが儲かるというのが一番でございますが、やはりその中でも森林所有者にいくら還元できるかというところがポイントだと思っておりますので、それに向かって施策をしっかりと進めているところでございます。

森林整備  
課長

委員が言われましたように、令和9年から造林の国庫補助事業において植栽本数2,500本、これを超えるものについては補助対象から外れるという形になってございます。

これにつきまして、いろいろお話がございまして議論をしているところなのですが、国の補助が無くなったから県が補助するというもの

森林整備  
課長

ではなく、いろいろ議論をしなければならない、そんな中でやっぱりこれまで紀州林業というのは密植の中で文化が育ってきたということも理解できるので、今現在どういう支援ができるのか、その可否も含めて内容を研究していきたいと考えております。

林業振興  
課長

■■■■課長は、森林整備課ということで植栽に関する説明でしたが、林業振興課としましては、植栽本数・密度の関係でお話しますと、紀州材のスギ・ヒノキは非常に強い、ヤング係数が高いということでPRしていますが、植栽本数がどのように紀州材の強度やヤング係数に影響しているかというところを考えなければいけないと思っております。現在、林業試験場と協議しているところでございます。過去に試験場で研究したデータ等を探してもらいましたが、意外とデータがありませんでしたので、今後研究していかなければならないということで、林業試験場に研究提案を行っているところです。

本庁の研究推進課で農業、畜産、水産すべての農林水産関係の試験機関を所管しておりますが、何分、試験研究の予算が厳しい状況と聞いています。そのような中ではございますが、研究分野には基礎研究という制度があり、その基礎研究で植栽本数と強度に関する研究をしてほしいと要望しているところです。

基礎研究の要望は20題ほどあるようです。各委員が審査し選ばれますので、林業振興課としましては一押しで要望しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

植栽密度だけではなくて間伐とか施業体系全般に関することだと思っておりますので、ぜひブランドの維持というのは力を入れていただきたいと思っております。

時間が過ぎておりますが、時間が許す委員の皆さんはぜひご発言いただければと思います。

■■■■委員

今お話を伺って、県の山に対してすごく儲かる林業に向かっていろいろやってくれるっていうのもよくわかりました。

吉本興業さんが出てくる動画も見させていただき、すごく面白く和歌山に来てくる人が増えればと思います。

林業の担い手のところに関係すると思いますが、今全体を見ている

委員

と、県全体の森林行政としては大きな林業家や林業会社がメインなのかなと思っています。周りに人がいなくなったり、遺産で受け継いだ山が放置されたりしているところも多いと思います。そうした山をどうしていけばよいのかと思っているのですが、最近インターネットを見ていると、北海道や福井、徳島もそうだと思いますが、自伐型林業の勉強会や研修会が、全国的に盛り上がってきているのではないかと考えていて、昭和の時代ぐらいまでは当たり前の山の作り方だったと思いますが、それに、だんだん大きな企業さんが関わってきており、山持ちさんだったら自分の家の裏山の木が売れたら良いと皆さん思っておられると思います。

そうした人たちに対しての手助けは、県ではどのように考えられているのかこの頃考えているところですが、背景としましては、福井県まで自伐を習いに行っている人が知り合いにいます。それを1年かけて自立させることがポイントのようで、やっていることをフェイスブックに出してくれるのですが、和歌山でもやっているのではないかということが内容として結構あるので、なぜ遠くまで行くのかということ、やっぱり起業したい、何とか自分の山をどうにかしたいという思いで行っているのかと思います。しかしながら、和歌山でも同じようなことをやっているということに言えないところがあります。動画など見ていないのかと思ったり、山持ちでもないのに上からものを言うなど言われそうな気もしたり、悩んでいるところですがそうした小さな林家さんたちの手助けはどうなっているのか、それは市町村の森林環境譲与税に関わるのかなどと1人で考えております。また何かありましたらよろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。事務局から何かございますか。

技監

和歌山県でも自伐型林業で取り組まれている方もいらっしゃいます。先ほど申し上げた林業研修部を卒業した方が市町村の地域おこし協力隊という形で自伐型林業をされているケースもあります。

県としてもいろいろな支援はしていますし、相談にも乗っているところですので、大きな林業会社だけをターゲットとしているわけではなく、いろいろな方の取り組みが必要と考えておりますので、何かある場合は市町村や振興局にまずご相談ください。いろいろな情報共有が図れたらと考えております。

委員

ありがとうございます。東牟婁の方なので、東牟婁振興局に行ってみたらと言ってみます。

林業振興  
課長

県の7つの振興局には林務課がございまして、そこに林業普及指導員を配置してございます。その方が東牟婁ということで、東牟婁振興局にも林業普及指導員がおりますので、そこを訪ねてくださいと言っただけでも結構ですし、委員から東牟婁振興局にご一報いただいで、ここを訪ねてほしいというのを伝えていただきましたら、普及員が駆けつけて情報を吸い取って、協力できるもの、支援できるものを説明できると思いますのでぜひ使ってください。

委員

ありがとうございます。今まで林業に関わってなかったのに、なぜか突然福井まで行っているの、訪ねていってもらえるように声掛けしてみます。

会長

ありがとうございます。  
小規模の問題は森林所有者だけではなくて、製材所とかいろんな立場の方もおられると思いますので、ぜひどうするのかっていうところでいろいろ青写真を書いていただければと思います。それでは委員からお願いできますか。

委員

1 ページ目の成長産業化の中で、森林クラウドシステムを挙げてございます。

これはもう2010年には都道府県レベルでは全部で採用されて、現在では市町村レベルで採用しているところも出てきました。

和歌山県での利用状況というのは、これ見ても何も書いていないのですが、どのようになっているのか、和歌山県として課題はどのようになっているのかというのをお話いただければと思います。

林業振興  
課長

森林クラウドシステムは、和歌山県でも令和5年8月に導入してございまして、令和6年4月から本格稼働しております。

このクラウドシステムの中には、県の本庁、振興局以外に、各市町村、林業関係者である森林組合や林業事業者、川下の製材所や原木市場の方々に会員となっていただき、協議会を作っております。

森林クラウドシステムの運用は協議会で行っており、行政に関する

林業振興  
課長

手続きについて一部やっているものもございますし、森林資源関係もクラウドシステムで見えるようにしております。

和歌山県システムの特徴は、木材の生産と需給のマッチングに利用できるようなシステムで、どこにどういう森林資源があって、それを川下の製材所が原木消費するのにいつ、どういう規格のものが伐採搬出されてくるのかといったことが把握できるようになっており、クラウド上でマッチングできるようなシステムを作っております。運用は昨年度からということもあり、会員も79社ですので、これを加速させるために、操作研修や技術向上研修を行っているところです。

委員

ありがとうございます。

いろいろな資料を見ていましたら、2010年時点で都道府県レベルでは全国で導入されている回答があったことから、15年経ちますし、現在どのようになっているのか、どういう課題があるのかということが出てきているのではないかと思います。

技監

課題としましては、先ほど課長が申しあげました需給のマッチング、生産と需給のマッチングになかなかまだ行けていないような状況ですので、それも今後やっていかないといけない、そのためには会員数をもっと増やしていかないといけないと考えています。

その他に先ほど私も申しあげましたように、森林資源データの精度を上げていきたいということも考えておりまして、これも課題であると思っております。

委員

活力ある山村づくり特用林産物の振興計画を考えているということで、具体的にどのようなものか、基本的な計画とか、そういうのはもうだいぶ出来ているのでしょうか。

林業振興  
課長

今、計画策定中で、スタートしたところでございます。

特用林産と言いましても、先ほど技監の説明もありましたが、和歌山県は紀州備長炭が有名ですので、そこの振興をしっかり図っていくために、まず紀州備長炭の振興計画を取りまとめたいと考えているところでございます。ただいま計画し始めたところなので、1年かけて十分に練っていききたいと考えてございます。

会長

ありがとうございました。他にございませんか。

委員

紀の国森づくり税で、公募が廃止になった等々で使い方が変わってきていると思うのですが、緑育については継続されていて大変ありがたいと思っています。

私達も緑育に携わってだいぶ時間が経っていますが、最近大学生が研修で来てくれまして、ある学生は緑育で来たことがある、他の人は行ったことがないという話があり、やはり今日の話の中でも伐って使って植えて育てるっていうのは、なかなか1個人としては実感しにくいものだと思うのですが、山に入っているいろいろな説明を受けてこういうものかというのを実感できるような、そういう補助があれば、子供たちも自然や山に対する意識も変わってくると思うので、学校単位で進める事業なので、来る学校と来られない学校があるのはわかりますが、それを皆さんでPRしてもらって、現在の子供たちは山に関心がある、山に行ったことがあるという子が増えてもらえたらと思っています。

森林整備  
課長

委員からありました緑育事業につきましては、令和6年度で146校5,500人が参加して行われてございます。

おっしゃられますように全部の学校は参加できていません。我々もできるだけ広くお声がけをして、できるだけ参加数を増やすように頑張っていきたいと思えます。

技監

緑育は課長も言いましたように非常に重要だと考えています。今まではどちらかというと学校単位での緑育が多かったです。今回、紀の国森づくり基金活用事業では、学校単位はさることながら、学校単位以外のところでの子供の教育、例えばNPO団体が子供に教育するなどといったところもしっかり支援していこうということで、その支援の幅や厚みを持たせるような事業の見直しも行っております。ぜひご活用いただければと思います。

会長

こちらも非常に重要なポイントですので、どうかよろしく願いいたします。

もし、まだ発言いただいてない委員の方からございましたら手短かにお願いできますでしょうか。

委員

この先々の考え方として、先ほど紀州材のブランド化の話、材質の話、植栽密度を減らす話があったと思うのですが、やはりそれらは繋がっていると思います。他の点でも、例えば森林航空測量データを充実させる点、これは将来的にはゾーニングと繋がっていくので、それぞれをバラバラにやるということではなく、それを繋げていくという発想でやっていただくといいのではないかと考えて聞いていました。

林業振興  
課長

おっしゃるとおりでございます。現在、航空レーザ測量については来年度の事業計画を策定し国に申請中で、国庫補助をいただけるかわからないところもありますが、来年度うまくいけば航空レーザ測量を実施できると思っています。県全体をカバーするには時間がかかりますが、委員がおっしゃったことも念頭に置きながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

委員

それらが使える人材というところで、人材を育てていくことも意識してやっていただければよいと思います。

会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

時間が超過してしまい、遠慮していただいたかもしれませんが、またぜひ次回ご発言いただければと思います。

それではこれで会議を終了させていただきたいと思います。

長時間に渡って熱心なご審議あるいはご意見ありがとうございます。

これで議長の職を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

司会

会長ありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめまして、冒頭、会長から議事録署名委員としてご指名いただきました、委員と委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

司会

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

お気を付けてお帰りください。